

身体障害者等の減免基準

「昭和45年3月31日自治府第31号 身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」を根拠とする。

●軽自動車の運転者と所有者の関係及び使用目的●

所有者	運転者	使用目的
身体障害者等	当該身体障害者等	目的は問わない
身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者	当該身体障害者等と生計を一にする者	専ら当該身体障害者等の通学等
身体障害者等	当該身体障害者等を常時介護する者	

※「身体障害者等」とは、摂津市税条例第97条第1項第1号に規定する者(身体障害者又は精神障害者)をいう。
 ※「常時介護する者」とは、単身又は身体障害者等のみ構成される世帯で生活する身体障害者等が所有する軽自動車を専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために継続して日常的に運転する者として福祉事務所長が証明する者をいう。

1. 身体障害者手帳の交付を受けている者

※身体障害者手帳の障害等級については総合等級では判定せず、各障害等級で該当するか判定すること。

障害の区分	①本人運転	②生計同一者運転
視覚障害	1級～4級	同左
聴覚障害	2級及び3級	同左
平衡機能障害	3級	同左
音声機能障害	3級(喉頭摘出による障害がある場合に限る)	減免対象外
上肢不自由	1級及び2級	同左
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		
上肢機能	1級及び2級(1上肢のみの場合除く)	同左
移動機能	1級～6級	1級～3級(3級のうち1下肢のみの場合除く)
心臓機能障害	1級～3級	同左
じん臓機能障害	1級～3級	同左
呼吸器機能障害	1級～3級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級～3級	同左
小腸の機能障害	1級～3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	同左
肝臓機能障害	1級～3級	同左

2. 戦傷病者手帳の交付を受けている者

障害の区分	① 本人運転	② 生計同一者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	同左
聴覚障害	特別項症～第4項症	同左
平衡機能障害	特別項症～第4項症	同左
音声機能障害	特別項症～第2項症(喉頭摘出による障害がある場合に限る)	減免対象外
上肢不自由	特別項症～第3項症	同左
下肢不自由	特別項症～第6項症 及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第6項症 及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症	同左
じん臓機能障害	特別項症～第3項症	同左
呼吸器機能障害	特別項症～第3項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症～第3項症	同左
小腸の機能障害	特別項症～第3項症	同左

3. 療育手帳の交付を受けている者

障害の区分	障害の程度	
	本人運転の場合	生計同一者運転又は常時介護者運転の場合
知的障害	総合判定A	同左

4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

障害の区分	障害の等級	
	本人運転の場合	生計同一者運転又は常時介護者運転の場合
精神障害	障害等級1級	同左

**1～4全ての減免について、営業用車両は減免対象外
普通自動車、軽自動車合わせて減免できるのは1台限り**

【その他関連する減免の連絡先】

- 軽自動車税(環境性能割) ⇒軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所 軽自動車担当072-604-2772
- 自動車税(環境性能割) ⇒大阪自動車税事務所寝屋川分室 072-823-1801
- 自動車税(種別割) ⇒登録時は大阪自動車税事務所寝屋川分室、登録時以外は三島府税事務所 072-627-1121
- 自動車重量税(二輪) ⇒近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
- 自動車重量税(三輪・四輪) ⇒軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所 050-3816-1841